

第十四條

事務の補助
事業部長は事業に関する一切の事務を補助する

第十五條

會計部長は會計の事務を補助する

第十六條

會計監査は一般會計の監査を司る

第十七條

編輯庶務は會長の命に依り編輯其他編輯に関する一切の事務を處理する

第十八條

本會役員は任期一箇年間とする

第十九條

本會は左の事業を執行する
一 會費の徴収
二 本會の事務の進行
三 寄附者の募集
四 本會の會費の知識普及及び技術の練達を計る

第二十條

本會は毎年一回總會を開き規則改訂及重要事項の決議をする

第二十一條

但し期日の特許を命じたるを定む

第二十二條

但し欠席者ハ棄権者ト認む

第二十三條

會長ハ必要ニ應ジ特許會令ヲ召集シ特許會費半數以上ノ委任

第二十四條

本會ハ毎月第二日曜日ヲ以テ役員例会ヲ開き

第四十條

本會は左の事項を執行する
一 會費の徴収
二 本會の事務の進行
三 寄附者の募集
四 本會の會費の知識普及及び技術の練達を計る

第四十一條

但し期日の特許を命じたるを定む

第四十二條

但し欠席者ハ棄権者ト認む

第四十三條

會長ハ必要ニ應ジ特許會令ヲ召集シ特許會費半數以上ノ委任

第四十四條

本會ハ毎月第二日曜日ヲ以テ役員例会ヲ開き

第四十五條

本會は左の事項を執行する
一 會費の徴収
二 本會の事務の進行
三 寄附者の募集
四 本會の會費の知識普及及び技術の練達を計る

第四十六條

但し期日の特許を命じたるを定む

第四十七條

但し欠席者ハ棄権者ト認む

第四十八條

會長ハ必要ニ應ジ特許會令ヲ召集シ特許會費半數以上ノ委任

第四十九條

本會ハ毎月第二日曜日ヲ以テ役員例会ヲ開き

第五十條

本會は左の事項を執行する
一 會費の徴収
二 本會の事務の進行
三 寄附者の募集
四 本會の會費の知識普及及び技術の練達を計る

第五十一條

但し期日の特許を命じたるを定む

第五十二條

但し欠席者ハ棄権者ト認む

第五十三條

會長ハ必要ニ應ジ特許會令ヲ召集シ特許會費半數以上ノ委任

第五十四條

本會ハ毎月第二日曜日ヲ以テ役員例会ヲ開き